

# 宮崎市新規創業者チャレンジ支援事業補助金募集要領

## 1 趣旨

創業を促すことで、雇用の場の確保と本市経済の発展に繋げるとともに、創業後の事業の成長を促進することを目的としています。

## 2 事業内容

市内で創業を予定されている方に対し、創業等に必要となる費用の一部を補助します。

## 3 補助率及び補助上限額

- ・補助率：1 / 2 以内
- ・補助額：基本額 10 万円（加算後最大 50 万円）
- ・加算：①U39 加算②地域のにぎわい加算③賃貸借加算④移住者加算

※加算について、当初加算計上していたものの、後の事業計画の変更等により加算要件に満たなくなった場合、補助上限額は減少します。

※当初加算要件に満たなかったものの、後に加算要件を満たす状態になった場合でも補助上限額は増額されません。

## 4 補助対象経費

事業用として使用するものについてのみ認められるため、個人用と併用して使用されるものは対象外となります。

対象経費	内容
設備・工事費	店舗・事業所・駐車場に係るもの
賃借料	店舗・事業所・駐車場に係るもの（それぞれ最大3ヶ月分）
広告宣伝費	新聞広告費、HP作成費、ポスター・チラシ作成費等
備品購入費	事業開始に必要な1品あたり税抜き1万円以上のもの

## 5 応募手続き

### (1) 応募先

宮崎市産業政策課 産業支援係

(持参の場合) 〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル 8F

(郵送の場合) 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

## (2) 募集期間

- ・一期募集 令和6年4月1日(月)～令和6年4月26日(金)
- ・二期募集 令和6年8月1日(木)～令和6年8月30日(金)(予定)

※様式第1号(第5条関係)発行の受付締切

(宮崎商工会議所、市内5商工会の提出締切)

- ・一期募集 令和6年4月23日(火)
- ・二期募集 令和6年8月27日(火)(予定)

※市に申請される前に宮崎商工会議所、市内5商工会に事前の確認が必要となります。  
確認印が押印された書類のみ市で受付を行います。

なお、相談等は創業予定地の最寄りの商工会議所、商工会にお願いいたします。

## (3) 応募書類

以下の書類の提出が必要となります。

- ①事業計画書(様式第1号)
- ②収支予算書(様式第2号)
- ③補助対象経費 内訳書(様式第3号)
- ④補助対象経費に係る見積書の写し又は内容がわかるもの
- ⑤滞納無証明書
- ⑥宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書(様式第4号)
- ⑦住民票の写し
- ⑧その他、市長が必要と認める書類

## 6 採択方法

審査会による審査を行いプレゼンテーションの結果によって採択者を決定します。

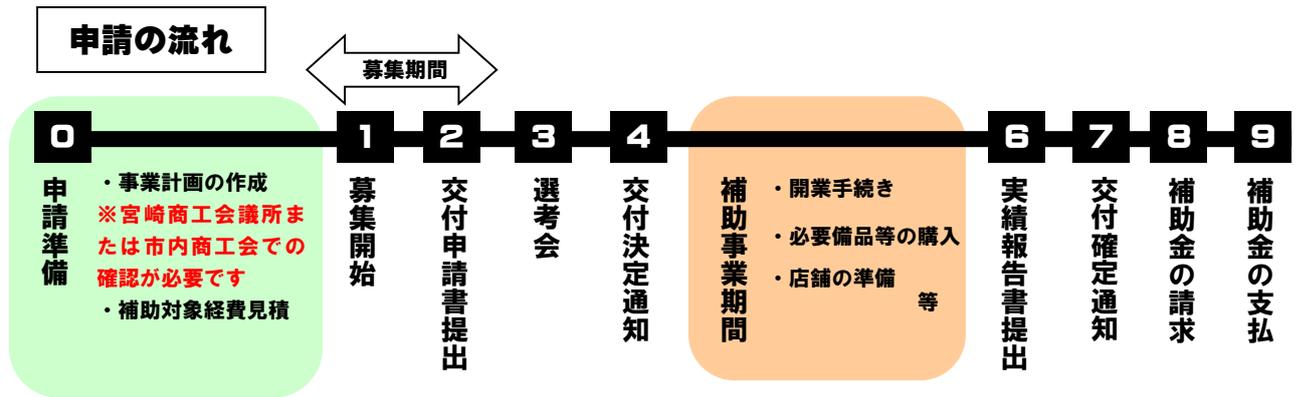
- ・各期20名程度採択(ただし予算の範囲内での決定となります)
- ・審査会日程

一期: 令和6年5月10日(金)

二期: 令和6年9月中旬(予定)

※審査会は一人あたり10分程度を予定しています。

## 7 補助金交付までの流れ



## 8 審査会の審査基準

各項目 10 点満点で採点します。

①事業の具体的内容	a	事業計画は実現可能性が高いものか
	b	事業に対して積極性や熱意はあるか
②事業の成長性	a	経営者としての資質（戦略性等）を感じられるか
	b	将来的に事業が成長できる見込みがあるか
③政策目的の整合性	a	雇用拡大に沿った事業であるか
	b	地域活性化に沿った事業であるか
④収益性	a	必要な資金の調達が可能であるか
	b	事業計画の売上、利益の見込に妥当性があるか
⑤競争優位性	a	新規性・先進性があるか
	b	対象とする顧客や市場が明確で、顧客のニーズを捉えているか

※審査結果については個別に通知しますが、審査の内容（落選理由等）につきましてはお答えできませんのであらかじめご了承ください。

## 9 実績報告時に必要な書類

補助申請年度内に、補助事業実績報告書（規則様式第4号）に添えて、次に掲げる書類の提出が必要になります（⑨、⑩については対象者のみ）。年度内に報告書の提出がなされない場合、支払ができない可能性があります。

- ①事業実施報告書（様式第5号）
- ②収支決算書（様式第6号）
- ③補助対象経費 内訳書（様式第7号）
- ④補助対象経費に係る領収書等の写し（交付決定日以降のものであること）
- ⑤開業届出書又は登記事項証明書の写し（いずれも届出日が交付決定日以降であること）
- ⑥会議所及び5商工会のいずれかの会員となったことが分かる書類
- ⑦特定創業支援等事業の支援を受けたことを証する書類

⑧その他市長が必要と認める書類

⑨賃貸借加算対象者：居住地と異なる住所に事務所・事業所を設立したことが分かる書類

⑩移住者加算対象者(申請時に市内に住民票の登録がなかった者)：県外から転居した事が分かる住民票の写し